

參 考 資 料 編

用語解説

□ エコファーマー制度

たい肥等の施用による土づくり、有機質肥料や肥効調整型肥料などを使用し化学肥料を減らす技術、機械除草技術やマルチ栽培などを導入し化学合成農薬の使用回数を減らす技術の3技術を組み合わせた栽培（生産方式）に取り組む導入計画を立て、その計画を知事が認定し、調和のとれた農業を広く進めようとするものです。この認定を受けた農業者の愛称を「エコファーマー」といっています。

□ 環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指します。環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、郊外、土地開発、焼き畑、干拓、戦争、人口増加など）があり、自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）も環境負荷を与える一因です。

□ 家庭教育学級

家庭での教育方法や心構えなどを学ぶための保護者を対象とした学習会

□ 教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいいます。

具体的には、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受け、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上行うこととしています。

□ 行事食

故郷の味として代々守り継がれ、郷土色豊かな料理として親しまれてきた特別な行事のときの華やいだ食事のこと。

□ グリーン・ツーリズム

農村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しみながらゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のことで、農業生産活動や農産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたものを指します。

グリーン・ツーリズムを受け入れる農村の対応には、田植え・稲刈りなどの農業・農村体験、ファームイン、ファーム（農家）レストラン、農畜産物直売所、観光農園、市民農園等の取り組みがあります。

□ 健康寿命

健康寿命とは平均寿命の中での「健康に暮らせる期間」をいいます。

□ 健康づくりのための運動指針 2006（運動指針）

厚生労働省が、健康づくりと生活習慣病予防のために、安全で有効な運動を広く国民に普及することを目的として策定したものです。理論編と実践編の2章からなり、実践編においては、個人の身体特性及び状況に応じ、具体的な指針の内容となっています。

□ 弧食

家族が違う時間に一人ひとり食事をとること。

□ 循環型社会

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用を行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を言います。

□ 食育基本法

平成17年6月10日、第162回国会で食育基本法が成立し、同年7月15日から実施されました。

また、法律が制定された目的は、国民が生涯にわたって健全で心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することにあります。

□ 食事バランスガイド

食生活指針を具体的に実践へと結びつけるために作られました。1日何をどれだけ食べたらよいのか、望ましい食事のとり方やおおよその量を分かりやすくコマ型のイラストで表しています。

□ 食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」をモットーに健康づくりのための世話役、案内役として元気で活力のあるまちづくりの推進役となってくれるボランティア。

食に関する正しい知識と技術を持って、自らよりよい健康生活の実践者となり、家族、近隣の住民参加をうながし、継続的に食生活改善を中心とする組織的な活動を進めています。

□ 食の指導に関する全体計画

学校において食育を推進するためには、まず各学校において食に関する指導に係わる全体計画を策定し、校長のリーダーシップのもとに関係職員が連携、協力しながら、栄養教諭が中心となり組織的な取り組みを進めることが必要とされています。

□ 食品表示

主な関連する法律は、食品衛生法、JAS法、不当景品類及び不当表示防止法（景表法）、健康増進法です。食品衛生法では健康の保護を目的とし「添加物、アレルギー」等の表示、JAS法では農林物質の規格や品質の適正化を目的として「原産地」等の表示、景表法では不当な表示を規制しています。また健康増進法では栄養成分等の表示に関する基準を示しています。

□ 食の外部化

女性の社会進出や単身世帯の増加、高齢化の進行、ライフスタイルの多様化等を背景に、家の中で行われていた調理や食事を家の外に依存する状況が見られます。これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品や惣菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓等に進展が見られています。このような動向を総称して言われている言葉です。

□ 食料自給率

国内で消費される食料のうち、どの程度が国内産でまかなわれているかを表す指標。

□ 生活習慣病

日常の生活習慣によって引き起こされる病気の総称で、その定義は「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」とされています。高脂血症、高血圧、糖尿病、肥満、骨粗鬆症、ガンなどが代表的。

□ 地産地消

地域で生産された食物をその地域で消費するという考え方をもとに取り組み。直売所を利用した地域産物の販売や、地域産物への理解を深めるための生産者と消費者の交流活動、給食への利用などの取り組みが行われています。

□ 町民農園

一般的にはサラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとして自家用野菜、花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で小規模の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことを言います。

□ 日本型食生活

米、魚、野菜、大豆を中心とした日本の伝統的な食生活パターンに肉類や乳製品、果物などが適度に加わった栄養のバランスの取れた健康的な食生活のことを指します。

□ バイオマス

枯渇性資源ではない、現生生物体構成物起源の産業資源をバイオマスと呼びます。

国が定めたバイオマス・ニッポン総合戦略では「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義されています。

バイオマス・ニッポン総合戦略は、農林水産業からの畜産物廃棄物、木材や藁、資源作物などの有機物からエネルギーや生分解性プラスチックなどの生産物を生み出し、食品産業から発生する廃棄物、副産物の活用を進めています。

□ ファーストフード

短時間で作れる、あるいは、短時間で食べられる手軽な食品・食事のこと。

□ フードマイレージ

食べ物が運ばれてきた距離のことを言います。そのとき出るCO₂を測って、poco（ポコ）という単位として、食べることとCO₂が出ることのつながりをわかりやすくしたものです。

□ ポジティブリスト制度

一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度。平成18年5月の食品衛生法改定により施行されました。すべての農薬・動物用医薬品・飼料添加物について加工品を含むすべての食品が規制対象となりました。残留基準を超えた食品の販売等は原則禁止とされています。

□ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

お腹のまわりの余分な内臓脂肪が血糖、血中脂質、血圧をあげ、動脈硬化が給食に進行し、重大な疾病を引き起こします。男性の場合は腹囲85cm以上、女性の場合は腹囲90cm以上であり、次の3項目中2つ以上の項目に該当したらメタボリックシンドロームと判定します。

1. 血糖：空腹時血糖値110mg/dl以上、またはヘモグロビンA1c 5.5%以上
2. 血中脂質：中性脂肪値150mg/dl以上あるいはHDLコレステロール値40mg/dl
3. 血圧：収縮期血圧130mmHg以上、拡張期血圧85mmHg以上

三戸町食育推進会議経過

年月日	内 容
平成20年11月28日	<p>第1回三戸町食育推進会議</p> <ul style="list-style-type: none">・組織会・講演 三戸小学校主任栄養士 吉田和子先生 「これからの中食について」・「三戸町における「食」をめぐる現状について」の意見交換
平成21年2月12日	<p>第2回三戸町食育推進会議</p> <ul style="list-style-type: none">・三戸町食育推進計画原案中間報告について審議
平成21年3月23日	<p>第3回三戸町食育推進会議</p> <ul style="list-style-type: none">・三戸町食育推進計画原案（最終）について審議・町長への検討結果の答申

三戸町食育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 食生活の乱れや食を大切にする心の欠如等の問題を改善するとともに、本町産農産物や地域食文化を活用し、心身ともに健康で活力に満ちた「くらし」の実現に向けて、町内関係者の連携・協力のもとに「食育」を推進するため、三戸町食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町が行う食育推進計画の策定、変更への提言に関すること。
- (2) 食育推進計画に基づく食育行動プラン（町、関係団体等の食育に関わる舞台的な取り組み）の作成、変更及びその推進に関すること。
- (3) 食育推進活動等の促進に関すること。
- (4) その他食育の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者で町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 会議会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 全校の規定にかかわらず、発足当初委員の任期は、平成20年11月28日から平成23年3月31日までとする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて前条に定める以外の者を食育協力者として会議に出席させることができる。
- 3 会議の議長は出席者の互選により選出し、副議長は議長が指名する者をもって充て、議長を補佐し、議長不在の時はその職務を代理する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月28日から施行する。

三戸町食育推進会議委員

(敬称略・順不同)

	氏名	役職名	備考
1	川崎 守	東北農政局青森農政事務所地域第二課課長補佐	
2	秋庭 武司	三八地域県民局地域農林水産部長	
3	大向 信市	三戸町議会代表	
4	館 衛	三戸町農業委員会会长	
5	乗上 健夫	まべち農業協同組合代表理事組合長	副会長
6	工藤 哲子	さんのへ農産加工友の会会长	
7	梅津 春男	三戸町商工会会長	
8	船水 松春	三戸町社会福祉協議会会长	
9	松原 金治	三戸町健康づくり推進協議会会长	会長
10	日ノ澤昇一	三戸町国保運営協議会職務代理者	
11	斎藤るみ子	三戸町食生活改善推進員「つくしの会」会長	
12	関向 文男	三戸町町内会連合会会长	
13	伊達よしえ	三戸町連合婦人会会长	
14	工藤 富男	三戸町校長会会长	
15	井ノ口幸子	三戸町幼児育成連絡協議会会长	
16	古田 和子	三戸小学校主任栄養士	
17	西村 純子	三戸町養護教諭部会代表	
18	清澤 孝儀	三戸町連合P.T.A.会長	
19	佐藤美華子	三戸中学校生徒保護者	
20	谷坂 法子	三戸小学校児童保護者	
21	丹 新也	三戸町教育委員会教育長	H20.12.15まで
22	藤村 正彦	総務課長	
23	志賀 正男	ふるさと農村課長	
24	滝田 清一	住民福祉課長	
25	清水 広陳	三戸町教育委員会事務局長	

三戸町食育推進庁内検討チーム検討経過

年月日	区分	内容
平成20年6月18日	検討会	三戸小学校主任栄養士古田和子先生の講話 1. 食育基本法（食育推進計画）について 2. 食料からみた地球の未来を考える 「フードマイレージ」
平成20年6月～9月	資料収集	各課において食育関連の資料を収集、整理。 ・三戸町の「食」に係る現状資料の作成
平成20年10月2日	検討会	三戸町の「食」に係る現状の分析 ワークショップ ・なんのために「食育」を推進するのか。 ・どんな町であつたらいいのか。 ・身近なことでどうあってほしいか。
平成20年10月～11月	資料整理	・ワークショップ等を踏まえ、基本理念、 基本目標素案づくり
平成20年12月22日	検討会	素案づくり ・基本理念、基本目標 ・重点施策 ・具体的な取り組み等
平成21年1月14日	幹事会	関係課長により庁内食育推進体制の確認 ・教育委員会を主管とし、各課に食育推進担当者の配置決定
平成21年2月26日	検討会	素案づくり ・具体的な取り組み等
平成21年3月5日	検討会	素案づくり ・定量的な目標の検討 ・素案全体の確認

三戸町食育推進庁内検討チーム設置要領

1. 目的

三戸町における食育関連事業を効率的に実施するため、「三戸町食推進庁内検討チーム」（以下「チーム」という。）を設置する。

2. 所掌事務

- (1) 食育推進計画・行動プラン等の素案に係わる事項
- (2) 食育推進事業の調査、研究等に係わる事項
- (3) その他、円滑な事業運営のために必要な事項

3. チームの構成

チームのメンバーは別紙のとおりとする。

4. 事務局

チームの事務局は、教育委員会事務局に置く。

5. その他

この要領に定めのない事項については、チームの場で協議して決める。

附 則

この要領は平成20年6月5日から施行する。

三戸町食育推進庁内検討チーム名簿

課名	氏名	現担当業務	備考
総務課 主査	山口航生	消費者 町振興計画 広報	
住民福祉課 班長 保健師 主査	高屋敷達夫 田中尚恵 上田義貴	健康増進 健康増進 児童福祉	
ふるさと農村課 主査	金子祐之	地産地消 都市農村交流	
教育委員会事務局 次長 主幹兼社会教育主事 社会教育(体育)班長 学校給食班長	五十嵐孝一 若林 保 山本国栄 寺牛正幸	事務局総括 社会教育 食育、学校給食	チームリーダー サブリーダー
アドバイザー 主任栄養士	古田和子	学校栄養士 給食センター主任栄 養士	推進会議委員

■発行日 平成21年(2009年)3月

■発 行 青森県三戸町
039-0198
青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43
TEL 0179(20)1111
FAX 0179(20)1114

■印 刷 株式会社 坂 本 印 刷 所